

○東京藝術大学教職支援センター規則

〔平成29年3月23日
制 定〕

改正 令和6年6月5日 令和7年3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第116条の規定に基づき、東京藝術大学教職支援センター（以下「センター」という。）の組織および運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における教職課程履修制度を適正かつ円滑に運営し、今日の教育界の要望に応ずる人材養成に必要な実技および学科修得の環境を用意するとともに、現職教育や研修養成にも対応し得る体制を確立することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の方針に関すること。
- (2) 教員を志望する学生の支援に関すること。
- (3) 教職に関し、他大学や教育委員会等との情報交換及び連携に関すること。
- (4) 教職課程の質保証に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 各学部教職センター長
- (3) 各学部教授会構成員のうちから学部長が推薦する者各2人
- (4) 学生課長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第3及び第5号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

(センター会議)

第6条 センターに、センターの運営に関する事項を協議するため、教職支援センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、第4条に掲げる者をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が主宰する。

(専門委員会)

第7条 センターに、専門の事項を調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。